

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）					
地区名	鶴戸川北部地区					
事業箇所	愛西市江西町、立石町、下大牧町、赤目町、早尾町、戸倉町、新右工門新田町					
事業のあらまし	本地区は、愛知県の西南部、三重県との県境に位置し、西側に一級河川木曾川が流れる海拔ゼロメートル以下の平坦な地域である。本地区は排水路が整備されているものの、昨今の流域内の開発及び地目変化による流出量の増加や、地区内の地盤沈下に起因する不等沈下等により逆勾配となっている箇所があり、排水機能の低下により農作物や住宅等にたん水被害の恐れが高まっている。このため、機能低下している排水路を改修し、機能回復を図ることで湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。					
事業目標	【達成（主要）目標】 排水路の機能回復を図ることで湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。 （基準雨量：333mm/3日、1/20年確率雨量、たん水防除事業 立田輪中2期地区より）					
事業費	事業費		内訳			
	27.2億円		■工事費 23.4億円、■用補費 1.0億円、■その他 2.8億円			
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成36年度
事業内容	排水路工 L=5,067m 鋼矢板護岸 L=4,287m L形水路 L=780m					
II 評価						
① 事業の必要性	1) 必要性	本地区は、全ての排水を農業用排水機場に依存している。本排水路は地域の基幹的排水路で有り、地盤沈下等に起因する排水路の機能低下によりたん水被害の恐れが高まっていることから、被害を未然に防止するため、排水路の機能回復を図り計画排水量を流下可能な施設へと改修することが必要である。				
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 降雨時における排水を農業用排水路に依存する地域であり、老朽化した施設を速やかに更新し排水能力を維持する必要があるため。			

事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】										
		区 分								事前評価時 (基準年:H26)	備 考	
	費用 (億円)	当該事業による費用								20.1		
		その他費用(関連事業費+資産評価額+再整備費)								77.3		
	合計 (C)								97.4			
効果 (億円)	作物生産効果								24.3			
	維持管理費節減効果								-1.8			
	災害防止効果(農業)								337.1			
	災害防止効果(一般資産)								214.9			
	災害防止効果(公共資産)								55.8			
	合計 (B)								630.3			
	(参考)	流域面積 (ha)								735.2		
算定	農地面積 (ha)								468.5			
要因	市街地等面積 (ha)								266.7			
	総費用便益比 (B/C)								6.47			
	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(平成19年9月農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算出											
2) 貨幣価値化困難な効果	なし											
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。										
		【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる										
③事業の実効性	1) 事業計画		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	工種 区分	調査・設計	←				→					
		用地補償		←				→				
		工事		←								→
		排水路工		←								→
	事業費(億円)		12.5					14.7				
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。 既存施設の老朽化や、近年の局地的な豪雨の頻度などから早期着手が望まれている。											
3) 環境への影響	自然環境、居住環境に著しい悪影響を及ぼさないよう、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用などの対策を実施する。											
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。										
		【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。										

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地区内の排水を受ける幹線水路であることなどの現地状況から、最も妥当な計画である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
			【理由】 現地状況から最も妥当な事業計画である。
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は、想定規模と同等の降雨がなければ、その効果を検証できないため、事業完了後に想定規模と同等降雨が発生した場合にその効果を検証することとする。</p>			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
鵜戸川北部地区の対応方針（案）[事業実施]を了承する。			
Ⅵ 対応方針			
事業実施			